

「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する件（案）」等の概要

1 改正の趣旨・目的

クルーズ船の外国人乗客に係る上陸手続の一層の円滑化・迅速化を目的として平成27年から船舶観光上陸許可制度が開始されたところ、クルーズ船の大型化及び寄港数の増加に対応するため、厳格な入国管理を維持した上で本制度の申請手続の合理化を図ることを目的として申請手続について規定する「出入国管理及び難民認定法施行規則」（昭和五十六年法務省令第五十四号。以下「入管法施行規則」という。）の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 船舶観光上陸許可に係る申請手続の見直し（入管法施行規則第13条の2第1項の改正及び別記第6号の7様式の削除）

指定旅客船に乗船する外国人が船舶観光上陸を希望する場合に指定旅客船の船長又は運送業者が提出する申請書類を船舶観光上陸許可申請書（別記第17号の2様式）のみとする（外国人入国記録（別記第6号の7様式）の提出を不要とし、削除する）。

- (2) 船舶観光上陸許可申請書の改正（別記第17号の2様式の改正）

上記（1）に伴い、これまで外国人入国記録に記載されていた3つの質問事項について、船舶観光上陸を希望する外国人乗客が当該事由に該当しないことを指定旅客船の船長又は運送業者に確認させた上で申請させるため、船舶観光上陸許可申請書を改正する。

3 今後の予定

公布日：令和6年4月下旬

施行日：令和6年4月下旬（公布日と同日施行）